

## 市が実施する主な施策（第12条～17条）

市は、基本理念に基づいて、次のようなことを実施します。

- ◇ 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画計画を策定します。また、男女共同参画施策の実施予定と実施状況をお知らせします。
- ◇ 学校教育、社会教育等において男女共同参画の推進を図るために必要な措置を講じます。
- ◇ 市民等の男女共同参画に関する理解を深めるために、広報・広聴による啓発などを行うとともに、男女共同参画を推進する活動を支援するために情報の提供などを行います。

## 苦情等の申出（第18条～19条）

市は、市民のみなさんから、男女共同参画施策に関する市の施策について苦情や意見の申し出を受け付けます。

申出があったときは、苦情処理委員の意見を聴いて、迅速かつ適切に処理します。

（詳しい内容は裏表紙をご覧ください）

なお、私人間の人権侵害に関する苦情や相談については、既に実施している人権相談や女性相談など各種相談の中で対応します。

## 男女共同参画審議会の設置（第20条）

男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針や重要な施策等を調査審議するために、「高槻市男女共同参画審議会」を設置します。

審議会の委員は15人以内で、市議会の議員、学識経験者、関係団体の代表者、市民で構成し、男女のいずれか一方の委員数が10分の4未満にならないようにします。

